**ドイツ植民地戦争論の射程**

浅田　進史

**はじめに**

　2009年に公刊された永原陽子編『「植民地責任」論――脱植民地化の比較史』は、日本の歴史学界のなかで大きな反響を呼んでいる。植民地責任論は、植民地表象や植民地認識のなかの暴力性を問うよりも、植民地支配を通じて現実に振るわれた暴力の具体的な経験、そしてそれに対する責任への問いを封じ込める国際体制のあり方へふたたび目を向けるように要求するものである。

この植民地責任論と重なり合う形で、近年、日本の歴史学界では植民地戦争に関する研究が現れているが、ドイツ語圏でも同様の研究が数多く公刊されており、とくに植民地ジェノサイドとナチのホロコーストの関連性をめぐる論争が巻き起こっている。歴史研究の立場からの植民地責任論への取り組みは今後も進むことが予想されるが、植民地責任論を一過性のものとせずにいっそう議論を深めていくために、現時点で植民地戦争一般とドイツ植民地戦争をめぐる論点を整理しておくことは有益であろう。

**I　植民地戦争論の射程**

**（1）植民地戦争の理論**

　植民地戦争の理論は19世紀以降の欧米列強による植民地征服戦争の実践に基づいて同時代的に形成されたものである。その理論の出発点として参照されるのがフランスによるアルジェリアの植民地化である。現地の抵抗運動を制圧するために派遣されたブジョーは、ナポレオン戦争期にスペインでゲリラ戦を経験した人物であり、そこで得られた経験をアルジェリアで転用した。彼の軍事理論の要諦は、敵の軍隊ではなく、住民を攻撃対象とし、遊撃隊によって急襲し、「分断統治」を図り、屈服させようとするものであった。

このブジョーを賞賛し、自らの軍事理論を体系化したのが、インドや南アフリカで実戦経験を積んだイギリス軍将校のコールウェルであった。彼は植民地における戦争を「小さな戦争」と名づけ、それを「非正規の戦闘員」に対する「正規軍の戦争」と定義した。そして、勝利のために「あらゆるもの」を攻撃対象に設定し、さらに敵の徹底的な打倒によって肉体のみならず、精神をも屈服させることを唱えた。

同じくブジョーを参照しながらも、植民地統治と軍事作戦を理論的に結びつけたのがフランス軍将校のガリエニとリヨテであった。トンキン、マダガスカル、西アフリカで実戦経験を積み重ねた二人は、道路網・通信網・監視所を設置し、植民地社会全体を軍事的に「オープン」にし、漸進的に征服すること、また必要に応じて軍事作戦によって対象地域を破壊し、その後に学校や市場を建設し、植民地体制に組み込むことを唱えた。この植民地戦争理論のなかでは、軍事作戦と植民地開発は表裏一体の関係にあった。

**（2）ヨーロッパの「武装平和」と植民地戦争**

　このような植民地戦争が世界規模で展開したのは、ウィーン会議から第一次世界大戦までのヨーロッパのいわゆる「武装平和」の時期にあたる。この時期、大英帝国は、クリミア戦争を除くすべての戦争を植民地で遂行した。例えば1871年から1900年の間にインド西北部で22回の軍事遠征を行っている。3度の戦争を通じて成立したドイツ帝国の場合も、第一次世界大戦以前に経験した戦争はすべて植民地もしくはヨーロッパの外で行われた。ドイツ領東アフリカでは1888年から1902年の間に、恩給の対象となる軍事作戦が84回も実施されている。

　植民地での軍事作戦は必ずしも「戦争」と認識されていたわけではない。植民地での軍事作戦は、しばしば警察行動と同一視されていた。ドイツ語でいう「懲罰遠征」（Strafexpedition）は、植民地支配を揺るがす抵抗者に対する処罰の一環と位置づけられていた。その点で、植民地における軍事的暴力は植民地支配を維持するための日常的な実践であった。植民地では戦時と平時の境がしばしば不明瞭であったと指摘される所以である。

近年の植民地戦争研究は、しばしばこの戦争を「非対称戦争」と定義する。まさにこの時代に、大量殺戮を可能にする兵器が開発され、戦争の工業化が加速し、植民地支配者と被支配者の間の軍事力の格差が劇的に広がったからである。機関銃や空爆はその代表的な例であろう。植民地戦場は最新兵器の「実験場」としての役割も担っていた。ただし、最新兵器の投入を強調しすぎることは、たいていゲリラ戦の様相を帯びた植民地戦争の性格を見誤りかねない。植民地でのゲリラ戦の経験は近代戦争に不要とみなされた銃剣の重要性を再認識させた。さらに、直接の戦闘経験だけではなく、強制収容所の設置と収容者に対する監視体制の経験も植民地で不断に積み重ねられた。

植民地戦争の非対称性については、軍事介入の論理からも指摘されている。警察行動、すなわち治安維持活動と同一視された軍事的暴力の発動は、それを実施する宗主国側の一方的な暴力の行使であった。どれほど欧米列強が植民地征服戦争あるいは「平定戦」のなかで苛烈な軍事作戦を展開しても、植民地支配下の人びとが大軍を組織し、海を越えて宗主国社会に対して反撃することは想定外かつ非現実的であったからである。

**（3）宗主国社会への反作用**

　しかし、植民地戦争が宗主国社会と無縁に存在していたわけではない。植民地戦争を経験した軍人が宗主国社会での革命鎮圧やクーデタのために投入されるケースもあった。1848年のフランス二月革命の際に、アルジェリアでの植民地戦争を担ったカヴェニャックが、パリで蜂起した市民・労働者たちに向けて容赦ない砲撃を浴びせてバリケードを打ち破った事例や、あるいはスペイン内戦がモロッコ駐留のフランコ軍から始まったことを想起すれば十分であろう。通例、植民地体制は宗主国の憲政の制約から逸脱した性格をもっており、そこに存在した軍事的暴力は必要に応じて宗主国社会にも振り向けられたのである。

　また、先述のようにヨーロッパ「武装平和」の時代は、軍人にとってみれば、立身出世や名声、そして恩給割増といった経済的利益などをヨーロッパで獲得する機会を失うことを意味した。戦時と平時の境界が不明瞭な植民地は、彼らに実戦を通じて出世や名声を勝ち得る絶好の場であった。

さらに、植民地戦争を経験した軍人たちと第一次世界大戦との関連も指摘できる。先述のコールウェルは、第一次世界大戦が勃発すると、イギリス陸軍省に呼び戻され、ダーダネルス作戦に深く関与した。ガリエニやリヨテも大戦中、陸相として対ドイツ戦を指揮した。第一次世界大戦時のドイツの二正面作戦を構想したシュリーフェンは、義和団戦争、西南アフリカ・東アフリカでの植民地戦争の際の参謀本部長であった。近年、総力戦研究者からも、軍民の区別を消滅させた国民社会間の全面戦争へと展開する19・20世紀戦争史のなかに、植民地戦争を位置づけることが提起されている。

　最後に、植民地解放戦争の過程で植民者あるいは「民族の裏切者」として植民地から脱出せざるを得なかった、あるいは追放された人びとが宗主国社会に流入し、それによって植民地支配の責任が宗主国社会に新たな形で問われることになったことも、これらの反作用の一つとして理解できるだろう。

**II　ドイツ植民地戦争をめぐる論点**

**（1）植民地ジェノサイド**

　ドイツ帝国の植民地戦争のなかでもとくに注目されているのは、義和団戦争、西南アフリカでのヘレロ・ナマ戦争、東アフリカでのマジマジ戦争である。ドイツ植民地戦争研究では、しばしば植民地戦争を軍事的暴力の行使として分析されるが、それは植民地における戦闘行為がいわゆる「戦争」に値するものかどうかという問いに議論を矮小化させないためであろう。そして、軍事的暴力を振るう側の論理や構造、そしてその暴力に直面した人びとの経験を再構成し、その歴史的意義を問うことに力点が置かれている。ヴァルダーゼー指揮下の東アジア遠征隊が華北で繰り返し行った「懲罰遠征」による村落の破壊・住民の殺害、マジマジ戦争での蜂起者の処刑やゲリラ戦遂行のための村落や耕作地の焼却（焦土作戦）による大規模な餓死者の発生、さらに西南アフリカでの民族抹殺を宣告しながら遂行された殲滅戦やその後の強制収容所と強制労働は、植民地ジェノサイドの事例として分析されている。ドイツ植民地戦争研究では、これらの実践は大量虐殺のグローバルな歴史のなかに位置づけられている。

　ドイツ植民地戦争をめぐる最大の論点は、これらの戦争とナチのホロコーストとの因果関係であり、とくにヘレロ・ナマ戦争をめぐっては、その歴史的事象が「普遍」か「ドイツ特殊」かという、いわば植民地版「ドイツ特殊の道」論争とも呼ぶべき様相を呈している。ホロコーストとの直接の因果関係を否定する論者は、①ヨーロッパ社会自体がすでに大量虐殺の歴史を有しており、それを植民地で学ぶ必要はなかった、②植民地では間接統治が主であり殲滅戦は例外である、③植民地における殲滅戦の遂行はドイツ固有のものではない、④植民地戦争の経験者とナチとの人的なつながりはきわめて乏しい、と主張する。

　これらの主張に対して、2010年にドイツ植民地戦争に関する大著を公刊したズザンネ・クス氏は、たしかにナチのホロコーストとの直接の関連性を問うことは困難であるが、だからといって植民地におけるジェノサイド経験を安易に相対化することを批判している。たしかに、そのような相対化の論理は、植民地戦争の経験を19・20世紀ドイツ史の周縁に追いやりかねない。植民地戦争経験をいかに総力戦へ至る歴史的過程のなかに位置づけるかが指摘されている現在、ドイツ植民地戦争が「ドイツ特殊」であったかどうかを問うよりも、戦争の実態を明らかにし、その世界的連関を問うことの方が重要であろう。

**（2）ドイツ植民地にとってのアメリカ**

　このような視点からすれば、ドイツ植民地戦争研究のなかで、アメリカ合州国での対先住民戦争が議論されていることは注目される。海を越えたヨーロッパの植民地拡張だけではなく、19・20世紀ドイツの場合、東欧への拡張も植民地戦争の枠組みで議論されており、例えば国内植民地化論の代表的論客マックス・ゼーリングの理論が彼の北米経験――アメリカ合州国とカナダでの先住民支配――に強く影響を受けていたことに着目する研究が現れている。

　また、アメリカ合州国の奴隷解放後のシェアクロッピング制も、ドイツの植民地政策論者を魅了するテーマであった。ドイツ領トーゴでは、アメリカ合州国のタスキーギ学院から技師と「黒人」修了生を招聘し、綿花栽培の普及が試みられた。それは「黒人」であればドイツ領のアフリカ植民地の現地住民をよりよく理解できるという人種主義的な発想に基づくものであった。その綿花栽培の試験場の敷地は、まさに「懲罰遠征」によって破壊された場所であり、ここにも軍事作戦と経済開発の表裏一体の関係を読みとることができるだろう。

**今後の議論に向けて**

　これまで述べてきたように、ドイツ植民地戦争研究は、決してドイツ植民地のみを扱うものではない。従来の植民地戦争をめぐる研究成果を踏まえながら、ドイツの植民地戦争の実践を19・20世紀ドイツ史と世界史のなかにどう位置づけるかを問うものである。今後の議論の方向性として、ドイツ植民地戦争の経験を、ホロコーストへの連続性の是非に一足飛びに結びつけるのではなく、アジア・アフリカ・太平洋での植民地経験と東欧での国内植民地化の連関を問うこと、その媒介項としてのアメリカ経験の重要性を指摘しておきたい。

　植民地ジェノサイド論を第一次世界大戦でのヨーロッパ戦線やホロコーストへの連続性の是非を一義的に問うことは、植民地での暴力経験を周縁に追いやる危うさを孕んでいる。植民地から宗主国への「反作用」を問うことは今後も重要な歴史的課題である。しかし、「反作用」の局面を一義的に問うことは、歴史の道筋の終着点をヨーロッパに設定することを自明視するものであり、植民地経験を帝国史の枠組みへ一方向的に収斂させることになりかねない。宗主国社会と植民地社会との間の暴力経験の往還を研究プロジェクトの枠組みのなかにつねに入れておくことが、植民地責任論を実り豊かなものにするだろう。

（〓〓年〓月〓日受理、〓〓年〓月〓日公開）

※本稿は『西洋近現代史研究会会報』（第25号、2011年7月、17－20頁）に掲載されたものであり、ここでは報告要旨シリーズの見本として再編集されています。